

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金 Q & A

	質 問	回 答
1	交付申請の締切はいつですか？	令和8年7月10日が締切日となります。
2	交付決定日はいつですか？	令和8年8月上旬を予定しています。
3	交付決定前に物品を購入した場合、補助の対象になりますか？	交付決定前に購入した物品は「補助対象外」です。
4	年度内に物品を購入できなくてもよいですか？	年度内に購入（導入）でき、かつ支払いまで完了するものでなければ、「補助対象外」です。
5	パソコンは購入できますか？	購入できません。事業の目的外使用となり得る汎用性が高いものは補助対象外です。
6	交付決定後に申請金額を増額することはできますか？	原則、増額はできません。
7	物品等の見積は1者のみでよいですか？	原則、2者以上の見積を用意してください。 1者のみの場合は理由書を提出してください。
8	審査はどのように行われますか？	審査表（非公表）を用いて審査します。
9	事業計画書の「新規性」はどのように判断すればよいですか？	事業所が当事業を実施したことが「ある」場合は、「継続」となります。「ない」場合は、「新規」となります。
10	事業計画書は「新規」でないと審査での評価は下がりますか？	事業の内容により総合的に判断するため、必ずしも評価が下がるわけではありません。
11	事業計画書の「具体的な数値」は必ず記載しなければならないのでしょうか？	「可能な限り」ですので、必須ではありません。
12	既存の設備を新調する場合、撤去した設備の処分及び運搬は補助対象経費に含まれますか？	撤去した設備等の処分費及び運搬費は補助対象経費に含まれません。 なお、「その他」や「諸経費」など分類が難しいものも補助対象外です。
13	申請は法人で1回までですか？	法人ではなく、事業所ごとに1回までとします。